

○高知大学医学部附属病院緩和ケアセンター内規

平成25年12月10日
制定

(設置)

第1条 この内規は、高知大学医学部附属病院がん治療センター規則第3条第2項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院がん治療センター（以下「がん治療センター」という。）に置く緩和ケアセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 病棟におけるチームによる専門的緩和ケアの提供に関する事。
- (2) 外来における専門的緩和ケアの提供に関する事。
- (3) 緊急緩和ケア病床への入院による症状緩和治療の実施に関する事。
- (4) がん看護を専門とする看護師による外来看護業務の支援及び強化に関する事。
- (5) 外来化学療法室及び病棟等の看護師の連携に関する事。
- (6) 地域の医療機関を対象とした患者の診療情報に係る相談・連絡窓口に関する事。
- (7) 緩和ケアに関する高次の専門相談支援に関する事。
- (8) がん診療に携わる医療従事者に対する院内研修会等の運営に関する事。
- (9) 緩和ケアに関する院内の診療情報の集約、分析及び評価に関する事。
- (10) 地域の緩和ケアの提供体制の実情把握と適切な緩和ケアの提供体制の構築に関する事。

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) センター長（医師） 1人
- (2) ジェネラルマネージャー（看護師） 若干人
- (3) 身体症状の緩和に携わる医師 若干人
- (4) 精神症状の緩和に携わる医師 若干人
- (5) 看護師 2人以上
- (6) 医療ソーシャルワーカー 若干人
- (7) 入院病床担当医師 若干人
- (8) 緩和ケア外来担当医師 若干人
- (9) 臨床心理士 若干人
- (10) 歯科医師 若干人
- (11) 薬剤師 若干人
- (12) リハビリテーションに関連する医療従事者 若干人
- (13) 管理栄養士 若干人
- (14) 歯科衛生士 若干人
- (15) その他がん治療センター部長が必要と認める者

- 2 前項のメンバーは、病院長が委嘱する。
- 3 第1項のメンバーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、メンバーに欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 センター長は、センターの業務を統括する。

- 2 センターのメンバーは、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。
- 3 センター長は、活動状況や検討結果等を必要に応じてがん治療センター部長に報告及び意見の具申を行う。
- 4 センター長は、特に必要と認めたときは、センターのメンバー以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(緩和ケアチーム)

第5条 センターに、緩和ケアチームを置く。

- 2 前項の組織については、別に定める。

(庶務)

第6条 センターの庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

- 1 この内規は、平成25年12月10日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に任命される第3条第1項のメンバーの任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。